

生物多様性条約における外来種の指針原則について（原則5）

	生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
指針原則5 調査とモニタリング	<p>問題に対処するための十分な知識の基礎を築くために、適当な場合には、各国が侵略的外来種に関する調査及びモニタリングを実施することが重要である。このような努力には、生物多様性のベースラインとなる分類学的研究が含まれるようにしなければならない。このようなデータに加え、<u>モニタリングは新たな侵略的外来種の早期発見のために重要である。モニタリングには標的を絞った調査と全般的な調査の両者を含むべきであり、地域社会を含む他のセクターの参加によって効果が上がる。</u>侵略的外来種に関する調査には侵入種の十分な同定を含むべきであり、以下のことを記述する必要がある。(a)侵入の経緯と生態(原産地、経路、時期)(b)侵略的外来種の生物学的な特徴、(c)生態系、種、遺伝的レベルでの関連する影響、社会経済的影響、さらに時間経過に伴うそれらの影響の変化。</p>	<p>4-3 モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>モニタリングには、移入種(外来種)の侵入状況、定着状況、拡散状況を一定の地点、期間で監視する一般的なモニタリングと、要注意地域など特定の地域に着目した、早期発見、早期対応を図るための目標を絞ったモニタリングの2種類を検討する必要がある。</u></li> <li>・また、利用の条件が付された生物種の導入の場合、懸念される生物多様性への影響等が生じていないかどうか、<u>目標、期間を限定して導入者の責任で行うモニタリングについて検討が必要である。</u></li> <li>・<u>目標を絞ったモニタリングでも、長期間、広範囲での情報収集が必要となることから、ボランティアな調査への参加を促進するとともに、情報を判別し、集約する地域の各種施設の協力を得ることが不可欠である。</u></li> </ul>